

循環型社会の形成に向けた 産業廃棄物税の在り方について

中間とりまとめ

平成16年7月

福島県環境審議会

良好な環境を維持し持続可能な社会を形成することは、未来の世代から託された今日の我々の使命であり、このためには、地球に優しい「循環」を基調とする地域社会を構築することが求められている。

一方、県内には産業廃棄物の不法投棄や不適正処理事案が後を絶たないこと、さらに産業廃棄物処理施設に対する県民の不信や不安感など、解決しなければならない喫緊の課題がある。

本県においては、これまで排出事業者や処理業者等の自主的な取組みの促進や法律・条例に基づく規制的手法での施策の拡充を図ってきたが、循環型社会のシステムを定着させ産業廃棄物を取り巻く諸課題を解決するためには、これらの対策に加え、新たに市場経済の原理に沿った手法、いわゆる経済的手法についても考えていく必要がある。

本審議会では、平成14年12月25日に、「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例（仮称）の制定について」の答申を行った際に、「産業廃棄物税等の経済的手法の導入について検討する必要がある」との提言を行った。

それを受けて、県では、平成15年度に学識経験者、経済界、産業界、産業廃棄物処理業界、県民等をメンバーとした「産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会」を設置し、8回にわたる議論を行った。その結果、特に経済的手法の一つである産業廃棄物税について、循環型社会の形成に有効な手法であると考えられることから、課題を整理しつつ、同税の導入に向けた検討を早急に進めることが必要であり、この検討については、県環境審議会に委ねる旨の報告がなされた。

これらのことから、平成16年3月9日に、本審議会は、県から「循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税の在り方について」の諮問を受け、以後5回にわたり部会を開催し、排出事業者や廃棄物処理業者から意見を聴取するなど議論を行ってきた。

今回、本審議会における考え方を以下のようにとりまとめたが、今後、県民意見公募の結果などを踏まえ、答申に向け、さらに検討を行うこととする。

1 福島県内の産業廃棄物処理の現状

現在、県内の産業廃棄物処理については、以下のような状況にある。

(1) 産業廃棄物の排出量が高水準で推移している（別紙1）

県内における産業廃棄物の排出量は、平成10年度は666万4千トンと平成5年度における排出量の1.41倍となっている。その後、各排出事業者は排出抑制の取り組みを進めているものの、排出量は現在も高水準で推移しているとみられる。

(2) 産業廃棄物処理施設が設置しにくい状況にある

処理業者が設置する県内の最終処分場の平成17年度における残余年数は、管理型最終処分場で約7年と見通しているものの、産業廃棄物処理施設の新たな設置は、土地の高度利用の進展による適地の減少や周辺住民の合意形成が図られにくくなっていることなどにより困難になっている。

(3) 産業廃棄物の不法投棄が依然として発生している（別紙2）

県内の投棄量10トン以上の不法投棄の件数は、平成14年度では17件と、平成5～7年度平均の3.4倍となっている。

2 福島県が今後取り組むべき事項

このような現状を踏まえて、福島県は以下の事項についてさらに取り組んで行くべきであると考えられる。

(1) 産業廃棄物に関する国民的理解の促進

産業廃棄物は、生産活動が行われれば発生は避けられないことや、適正に処理すれば環境への負荷は極力抑えられることなど、循環型社会における産業廃棄物の位置付けについて国民の理解を深めることが必要である。

(2) 産業廃棄物排出量の抑制

産業廃棄物の処理に由来する環境負荷をできる限り低減するためには、排出事業者が自ら排出抑制に取り組むことが不可欠であり、排出事業者のより一層の意識改革や技術開発を促す取り組みが必要である。

(3) リサイクル（物質循環）の推進

リサイクルに関する技術や製品の開発及びその利用促進、環境・リサイクル産業の育成・創出などにより、産業廃棄物のリサイクルをより一層進めていくことが必要である。

(4) 産業廃棄物処理施設の整備促進

行政、処理業者等が情報の提供、公開を行うなど住民の理解の促進に努めることにより、長期的展望に立った産業廃棄物処理施設の整備を促進し、必要な処理能力を確保することが必要である。

(5) 不法投棄の未然防止

地域の団体や他県とのネットワークの形成なども図りながら、不法投棄監視体制の強化、適正なコスト負担に係る排出事業者の意識促進、優良な処理業者の育成、県民への情報提供等により、未然防止の取組みをさらに進めることが必要である。

3 産業廃棄物税制度の導入について

循環型社会の形成と円滑な産業廃棄物処理を進めるに当たって、福島県ではこれまで、排出事業者や処理業者等の自主的な取組みの促進を行ってきた。

さらに、廃棄物処理法及び「福島県産業廃棄物処理指導要綱」の適正な運用や、平成16年4月の「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」の施行などにより、排出事業者、処理業者、処理施設の設置者等に対する監視・指導や講ずべき措置の規定、不法投棄未然防止対策の推進といった規制的手法での施策の拡充を行ってきた。

しかし、排出事業者や処理業者等の自主的な取組みは、コスト面での問題があり、多額のコストがかかる場合は、事業者も自ら取組みを進めるのが難しい場合もある。

また、規制的手法では、ある一定量以下に環境負荷を削減することはできるが、それをクリアすればそれ以上の動機付けは働かないという問題もある。

これらの状況を踏まえると、産業廃棄物の発生や処理に対し経済的負担を課すことで、産業廃棄物の発生量の削減や減量化、リサイクルの推進への経済的な動機付けを働かせることや、排出事業者等の自主的な取組みに対し、技術的、財政的な支援を行うことで、発生抑制や減量化、リサイクルのより一層の促進を図ることは、循環型社会の形成に有効な手法であることから、本県でも産業廃棄物税制度を導入すべきであると考える。

4 産業廃棄物税制度の導入に向けての検討内容

(1) 制度の目的について

- 産業廃棄物の排出に対し経済的負担を課すことで、産業廃棄物の発生量の削減や減量化、リサイクルの推進への動機付けを与える
- 税収を各事業者や行政が行う産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル及び適正な処理を促進するための施策の財源とすることにより、さらに産業廃棄物の発生量や最終処分量を減少させ、適正な処理の促進に資する

制度とすべきである。

(2) 納税義務者及び課税対象について

既導入県における制度の概要は、以下のとおりである。

(平成16年7月1日現在)

課税方式	(A) 事業者申告納付方式	(B) 最終処分業者特別徴収方式	(C) 最終処分業者課税方式
制度を導入している地方公共団体名	三重県、滋賀県	鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、奈良県、山口県、新潟県 (導入予定) 宮城県、京都府、島根県 (検討) 熊本県	北九州市
課税の概略図			
課税対象	中間処理施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物 (1トン当たり千円)	最終処分場へ搬入される産業廃棄物 (1トン当たり千円)	最終処分場へ埋め立てられる産業廃棄物 (1トン当たり千円。平成18年度までは500円)
納税義務者	排出事業者	排出事業者・中間処理業者	最終処分業者
納税方法	申告納付	特別徴収	申告納付

※ なお、熊本県、沖縄県を除く九州6県では、最終処分場への搬入に加え焼却施設への搬入にも課税する方式を導入予定あるいは検討中である。

① 産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進の視点からの検討

産業廃棄物の発生抑制の観点からは、事業者申告納付方式のように排出事業者に産業廃棄物の発生量に応じて負担を課すことが効果的であると思われる。

しかし、中間処理段階での減量化、リサイクルを進めることも重要であり、最終処分業者特別徴収方式のように最終処分場への搬入量に応じた税負担を課すこととすれば、中間処理業者から排出事業者への転嫁がうまくなされない場合、排出事業者から中間処理業者に持ち込む際の産業廃棄物削減への動機付けは少なくなるというデメリットはあるが、発生抑制に加え、中間処理業者による減量化、リサイクル

を促すことが期待できる。

なお、最終処分業者課税方式は、最終処分業者が納税義務者となっており、排出事業者の負担は間接的になり、発生抑制の動機付けは少なくなると思われる。

② 納税事務、徴収方法の面からの検討

事業者申告納付方式は、納税者の数が多くなり、より多い事業者に事務負担を負わせることになることや、事業者の把握が困難であり、また徴税コストが大きくなることにより、税の公平性や効率性からの問題が生じることとなる。

これに対し、最終処分業者特別徴収方式は、最終処分場の設置者を特別徴収義務者とするため、課税対象となる産業廃棄物の把握が容易であり、納税者の事務負担や徴税コストも相対的に小さなものになる。

③ 近隣県との調整

北東北三県、新潟県、宮城県は、納税義務者を排出事業者及び中間処理業者、課税対象を最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量としており、本県が事業者申告納付方式を採用すると、本県で中間処理された産業廃棄物がこれらの近隣県に搬出される場合、課税の重複が発生する可能性がある。

また、近隣県と異なる制度を導入した場合、事業者に対して混乱を招くことも考えられる。

このようなことを考慮すれば、本県が導入すべき税制度は、納税義務者を排出事業者及び中間処理業者とし、課税標準を最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量とする制度が、現時点でもっとも適当であると考えられる。

(3) 税率について

税率を検討するに当たっては、産業廃棄物の発生量及び最終処分量を減らすという目的からは、できるだけ高くすればそれだけ減量化の動機付けが働く反面、企業活動への影響が大きくなることや、既に制度を導入している他県とのバランスなどについても考慮すべきである。

なお、本審議会では、産業廃棄物の環境への負荷の大小に応じて高く課税すべきとの意見や、リサイクルできるものを最終処分場へ持ち込む場合に高く課税すべきとの意見もあった。

この問題に関しては、最終処分場に埋め立てる際は、産業廃棄物の環境への負荷の大小を定量的に把握することは困難であることや、最終処分場への埋立基準に合致していれば、後は均一に課税することが適当であることを考えれば、税率に差をつけることは困難であると考えられる。

(4) 自社処分場への搬入に対する課税について

本審議会では、まず、産業廃棄物の排出事業者等からの意見聴取を行ったが、その際に自社処分場への搬入に対する課税については、以下のような意見があった。

- 多額の経営資源を投下し、厳格な管理体制のもと、周辺環境への影響を極力低減するための対策を施し、適切に石炭灰の搬入・埋立処分を行っており、事業特性やこれまでの取り組み状況等を総合的に勘案し、石炭灰埋立場への搬入物について、産業廃棄物税の課税対象外としていただきたい。
- 元来、多量の廃棄物が発生する事業で、減量化は技術的、経済的にも非常に難しいものについては、税が各企業に及ぼすダメージも考慮すべきであり、各事業者が莫大な費用と労力と時間を掛け、“適正自己処理”の責任を果たしている自社処分場処分について、更に税を課すことは容認できない。

それを踏まえて、審議したところ、委員からは以下のような意見が出された。

- 莫大な投資や努力をして自社処分場を持っている業者にまで税をかけるのか。
- 循環型社会の推進のため、排出抑制を目的にすれば、自社処理であっても同様に税を課すべき。
- 自社処分場についても県の行政サービスは受けることとなることや、委託処理であっても処理業者が投資をして適正な処理を行っていることから、税の取扱いに差をつけるべきではない。
- 自社処分場で処分する場合でも、排出抑制の努力はすべきであり、差をつけるにせよ課税をしたほうがいい。
- 排出抑制が基本であり、自社処分を行っている事業者も排出抑制の努力をしてもらう必要があるが、自助努力により処分場を確保していることを評価し、なんらかのケアも必要。
- 自社処分をしている事業者と委託処理をしている事業者の違いを把握し、平等に課税していいのか、課税しないのか、あるいは課税はするけれども、減免という取扱いをするのかを、税の目的から明確化した議論を行うべき。

また、自社処分のための最終処分場へ産業廃棄物が搬入された場合に課税することとしているのは、既にこの制度を導入あるいは導入予定の22府県市のうち19団体であり、各団体における課税及び非課税の制度導入の考え方は、別紙3のとおりとなっている。

以上のように、自社処分に対しては、委託処分と同様に課税すべきという意見、課

税すべきでないという意見、なんらかの配慮が必要であるとの意見があり、今後は、県民意見公募の結果などを踏まえ、さらに十分な検討を行っていくものとする。

(参考：県内の平成12年度から14年度の産業廃棄物の自社処分量と委託処分量は、別紙4のとおり)

(5) 税の適正な負担について

税を課すことにより、不法投棄等の不適正処理が増加し、結果として福島県の環境に悪影響をもたらすことが考えられる。

このようなことが起きないように、税制度の十分な理解を得るために、事業者や県民に対する制度の周知徹底を行うことや、不法投棄の監視体制の強化、排出量や処分量の適切な把握により、産業廃棄物の適正な処理を確保し、関係する事業者が適正に税を負担することとすべきである。

また、最終処分業者特別徴収方式をとり、中間処理業者を納税義務者とした場合、中間処理業者から排出事業者への転嫁がうまくなされない場合、制度の目的が達成されず、中間処理業者の経営にも大きな影響を与えることとなる。

このため、中間処理料金への産業廃棄物税相当額の適正な転嫁が行われるよう、説明会や広報誌などを利用した周知活動を行うことや、中間処理される産業廃棄物の処理前、処理後の減量化率を調査し、公表することで円滑に適正な税額転嫁がなされるよう促すことなどの対策が必要であると考えられる。

(6) 事業者の事務負担に対する配慮について

税制度を導入する場合、納税義務者や特別徴収義務者となる事業者には、新たな事務負担が生じることとなる。

事業者の便宜を考えれば、事務負担は極力軽減すべきであり、帳簿の記帳義務や保管義務は、廃棄物処理法などの既存の事務の範囲内で代用できるようにすべきである。

また、県に代わって徴収事務を行う特別徴収義務者に対しては、その事務負担に対して経済的負担の軽減を図ることも考慮すべきである。

5 税の使途

税の使途としては、産業廃棄物等の発生抑制、減量化、リサイクル及び適正な処理の促進を図るため、次のような事業の財源とすべきであると考えられる。

- 産業廃棄物排出量の抑制
 - ・ 排出量の削減への技術的支援
- リサイクル（物質循環）の推進
 - ・ リサイクル技術の開発支援
 - ・ 環境産業の育成
 - ・ 企業間の情報交換
- 産業廃棄物処理施設の整備促進
 - ・ 産業廃棄物処理業者の情報公開支援
 - ・ 処分場への不安感の払拭
- 産業廃棄物に関する国民的理解の促進
 - ・ 環境教育、学習の振興
- 不法投棄の未然防止
 - ・ 不法投棄防止対策の強化
 - ・ 優良な処理業者の育成

なお、税収の用途については、基金を設けることなどにより会計処理の透明性を確保することが望ましい。

福島県環境審議会での検討経過

(循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税の在り方について)

平成16年3月 9日 環境審議会 (第1回)

- ・ 審議会へ諮問
- ・ 事務局より検討の趣旨説明及び委員間の意見交換

平成16年3月22日 環境審議会第2部会 (第1回)

- ・ 「産業廃棄物行政と経済的手法の在り方に関する検討会」座長からの報告
- ・ 県内の産業廃棄物の処理状況及び全国の産業廃棄物税の導入状況等について事務局より説明

平成16年4月28日 環境審議会第2部会 (第2回)

- ・ 排出事業者、処理業者からの意見聴取
- ・ 委員間の意見交換

平成16年5月17日 環境審議会第2部会 (第3回)

- ・ 産業廃棄物の処理の状況などについて事務局より説明
- ・ 産業廃棄物税を検討する際の課題の整理

平成16年5月31日 環境審議会第2部会 (第4回)

- ・ 産業廃棄物税についての論点整理

平成16年6月24日 環境審議会第2部会 (第5回)

- ・ 中間取りまとめ案審議

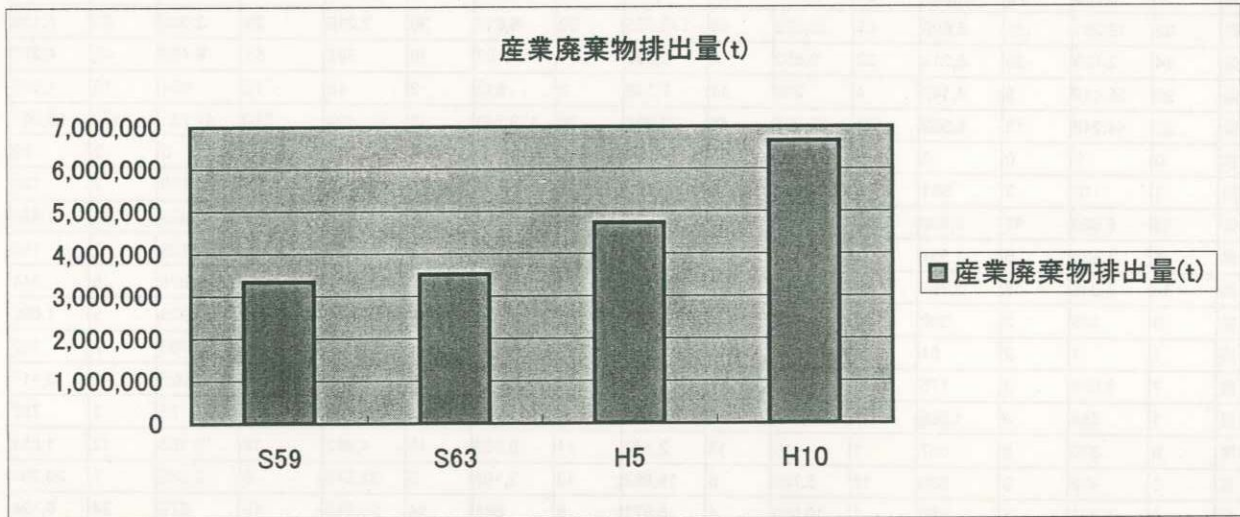
平成16年7月 1日 環境審議会 (第2回)

- ・ 第2部会より中間取りまとめ案報告、審議

別紙1

福島県における産業廃棄物排出量の推移

年度	S59	S63	H5	H10
産業廃棄物排出量(t)	3,345,708	3,523,712	4,737,984	6,664,262



(出典：第1次～第5次産業廃棄物処理計画、廃棄物処理計画)

各都道府県における不法投棄件数・投棄量

(環境省調べ：投棄量10t以上)

都道府県名	平成5~7年度平均		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)
北海道	44	41,704	61	8,281	37	4,114	44	21,756	35	14,633	41	11,759	31	3,345	25	28,961
青森県	58	41,092	37	8,029	63	7,161	45	3,860	54	18,498	36	14,495	39	3,732	40	7,618
岩手県	1	696	1	24	1	51	1	828	7	8,782	9	2,049	7	36,481	5	1,724
宮城県	6	6,549	9	2,261	8	1,372	20	3,245	16	3,044	8	3,927	16	2,892	9	11,316
秋田県	2	1,419	6	801	2	318	6	1,482	12	1,021	12	731	5	494	4	323
山形県	6	1,324	9	3,260	1	2,500	12	615	16	804	8	16,953	7	826	4	261
福島県	5	2,642	22	2,578	44	5,651	54	3,410	20	1,637	24	3,043	14	7,178	17	3,612
茨城県	7	6,703	70	31,255	93	25,731	150	35,509	92	17,632	106	69,150	165	25,501	159	21,568
栃木県	32	19,261	36	6,899	65	35,522	68	142,605	32	5,617	30	2,216	29	3,008	53	6,159
群馬県	14	2,123	26	5,213	22	9,850	18	3,065	11	4,107	10	597	51	8,499	40	4,277
埼玉県	26	35,412	5	4,145	4	290	11	9,348	3	810	3	43	12	454	13	1,040
千葉県	32	44,243	13	6,383	24	23,976	45	37,904	76	179,543	93	121,404	270	47,731	150	36,007
東京都	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	30
神奈川県	1	18	3	691	6	209	5	465	3	101	0	0	1	170	2	120
新潟県	13	5,629	13	8,686	11	9,184	10	786	25	7,891	47	6,424	28	2,429	26	1,434
富山県	1	1,524	6	1,557	3	259	6	426	3	176	2	157	2	106	1	150
石川県	10	3,046	16	3,767	30	27,370	17	2,390	9	2,985	8	717	14	4,878	6	644
福井県	0	133	3	380	2	30	0	0	3	99	2	546	3	926	5	1,098
山梨県	1	1	2	51	5	173	13	859	13	1,521	1	150	8	398	2	192
長野県	7	9,078	2	175	2	2,675	2	305	9	4,052	19	9,751	12	2,025	8	3,111
岐阜県	1	584	4	1,565	7	41,363	6	804	4	234	7	925	3	75	2	752
静岡県	6	870	6	587	1	10	13	2,347	11	8,659	18	4,392	12	2,163	12	1,651
愛知県	3	478	3	630	19	5,788	8	19,992	13	2,108	5	33,576	8	2,585	7	20,201
三重県	1	1,446	1	850	1	10,000	4	8,971	9	691	14	23,215	15	977	24	6,124
滋賀県	19	36,081	38	26,035	26	8,083	66	34,345	28	2,000	24	3,060	9	590	4	174
京都府	4	22,364	8	19,280	8	11,344	12	812	13	26,374	26	10,222	52	24,773	22	8,895
大阪府	5	525	2	22,096	3	27,790	0	0	8	166	7	247	8	8,257	7	3,169
兵庫県	6	986	8	246	10	590	11	1,574	17	6,571	12	20,715	17	19,759	14	9,953
奈良県	2	17,038	0	0	3	380	3	344	3	275	2	77	5	515	3	40
和歌山県	2	1,059	2	1,600	1	1,044	8	1,581	23	1,091	26	8,970	11	4,360	14	7,202
鳥取県	10	979	7	231	4	80	12	506	3	110	12	378	13	888	2	194
島根県	6	4,632	2	66	3	118	4	2,258	4	267	6	216	11	953	11	4,236
岡山県	2	4,059	7	3,712	10	10,674	11	660	19	4,332	14	1,203	10	1,819	20	3,830
広島県	10	4,300	12	651	18	1,704	10	2,450	15	1,308	9	993	7	625	5	584
山口県	3	105	1	40	1	11	2	333	5	241	10	1,021	3	838	4	21,641
徳島県	9	2,298	30	17,200	19	18,125	31	2,422	10	285	9	3,045	3	1,458	6	1,123
香川県	3	1,376	2	150	4	4,140	1	16,014	15	1,393	18	1,340	8	679	4	123
愛媛県	2	624	11	1,209	8	1,495	12	1,880	18	51,889	18	5,013	14	224	10	1,064
高知県	0	15	1	600	0	0	4	761	7	262	6	153	11	1,771	17	507
福岡県	24	35,851	23	958	29	4,546	29	1,421	40	7,866	27	1,426	24	4,748	15	1,646
佐賀県	1	647	3	170	7	860	13	1,043	11	1,753	13	579	8	2,382	6	496
長崎県	8	512	59	6,821	88	8,280	139	9,508	135	12,097	126	5,129	56	3,465	37	2,358
熊本県	16	8,793	78	5,844	47	78,687	60	2,696	36	3,725	18	1,216	19	1,889	29	25,511
大分県	2	118	20	5,891	29	6,704	44	7,849	36	5,546	18	3,876	21	782	33	4,184
宮崎県	1	2,143	20	2,448	20	3,089	19	4,434	8	2,357	20	1,972	27	1,583	11	446
鹿児島県	19	7,918	16	4,390	26	1,368	100	7,224	81	7,303	75	4,191	52	1,950	29	1,153
沖縄県	4	11,108	15	1,273	40	5,587	47	23,213	38	11,437	28	2,013	9	496	15	61,283
合計	435	389,507	719	218,999	855	408,295	1,197	424,300	1,049	433,293	1,027	403,274	1,150	241,676	934	318,181

※ 投棄量は、四捨五入してあるため合算した値は合計値とは異なる。

※ 保健所設置市分は、各都道府県に計上

自社処分等についての課税免除等の有無

(平成16年6月28日現在)

	自社処分等についての課税免除等の有無	制度導入の考え方
①三重県	有(再生施設への搬入)	中間処理施設への搬入であっても高率でリサイクルが行われている施設への搬入は産業廃棄物の再生利用を促進し循環型社会の構築に資するため
②鳥取県	有(自社処分、下水道汚泥)	(自社処分)排出事業者が、排出事業者責任を自分の経費と責任で全うしており、そういったケースにおいてまで課税対象とするのは適当ではないため (下水道汚泥)事業活動に伴って生じる廃棄物とは性格が異なるため
③岡山県	無	県土に負荷を与える行為には変わりはないため
④広島県	有(自社処分)	多額の施設整備費を負担して自己責任において処分しているため
⑤北九州市	無	税の基本原則である税負担の公平性や税の簡素化の阻害要因になることや産業廃棄物の減量化・リサイクル化の促進に反するため
⑥青森県	有(工業用水汚泥)	県公営企業局から取水している工業用水には、公営企業局で除去しきれない泥が発生しており、量が多くすべてを有効活用することは困難であるため
⑦岩手県	無	自己の最終処分場への搬入と委託による最終処分場への搬入は、いずれの場合も環境負荷は同じであるため
⑧秋田県	有(軽減税率)	①能代火力発電所から排出される石炭灰は、旧通産省から指定副産物の指定を受けており、公有水面の埋立に有効活用されている。 ②石炭灰を利用して埋め立てたあとの土地は県有地になるという取り決めがあり、公益性が認められる。 を考慮したため

⑨滋賀県	有(再生施設への搬入)	資源化を促進するため
⑩奈良県	無	産業廃棄物の排出抑制、減量等を推進し、循環型社会の形成を目指すという本税の目的、並びに排出者責任の観点から、自社処分の場合等において課税免除の取扱いは適当でないため
⑪山口県	有(自社処分)	自社処分は、自らの責任と負担により最終処分場を設置して処分するもので、排出者責任の点で望ましい処理形態であり、また、残余容量が逼迫している最終処分場への影響を軽減しているため
⑫新潟県	無	自社処分でも委託処分でも、埋立処分が環境に与える負荷という面では同じであり、どちらも、法規制を遵守して適正処理を行う必要がある。委託処分の場合でも処分業者に対して適正な処理料金を支払って適正な処理を委託する限り、(自己の経費負担で処理施設を設けて処理している)自社処分と区別する必要はないため
⑬宮城県	無	排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する自社処分及び下水道汚泥、上水汚泥等の公共関係の最終処分の場合についても、税の公平性の観点や発生抑制・リサイクルの促進を図るため
⑭京都府	無	産業廃棄物の排出抑制等を目的とし、府内の産業廃棄物最終処分場に搬入されるすべての産業廃棄物に対し公平に税の負担を行ってもらうため
⑮島根県	無	自社処分される産業廃棄物の量は、全体量の6割に達しており、これを除外しては十分な環境対策を行うことができないことや、税金を使って行うリサイクル技術開発等の恩恵は自社処分を行う事業者へも及ぶため
⑯福岡県	有(再生利用・熱回収が行われている焼却施設への搬入等を想定)	循環型社会の推進に資するため
⑰佐賀県	有(再生利用・熱回収が行われている焼却施設への搬入等を想定)	循環型社会の推進に資するため

⑱長崎県	有(再生利用・熱回収が行われている焼却施設への搬入等を想定)	循環型社会の推進に資するため
⑲大分県	有(再生利用・熱回収が行われている焼却施設への搬入、年間搬入量1万トン超に対する軽減措置)	(再生利用・熱回収)循環型社会の推進に資するため (1万トン超)1事業者の高額な負担を避けるため
⑳鹿児島県	有(再生利用・熱回収が行われている焼却施設への搬入等を想定)	循環型社会の推進に資するため
21熊本県	無	委託処理する場合も、処理量として自ら費用を捻出している点では何ら違いはなく、この税が、産業廃棄物の排出抑制、再利用・再生利用等を誘導する経済的手法として導入するものである以上、自己最終処分への課税は必要
22宮崎県	有(熱回収が行われる焼却施設への搬入)	循環型社会の推進に資するため

産業廃棄物の最終処分量の推移

(t/年)

	14年度	13年度	12年度
事業者自己処理	338,579 44.4%	549,885 54%	987,213 70.6%
処分業者委託処理	423,985 55.6%	468,056 46%	411,304 29.4%
合 計	762,564	1,017,941	1,398,517

処分業者委託処理

No	処分場区分	処分実績 (t)		
		H14年度	H13年度	H12年度
1	管理型	90,816	93,431	17,761
2	安定型	45,774	57,423	26,621
3	管理型	36,095	28,629	27,899
4	管理型	32,827	48,710	52,041
5	安定型	28,154	5,861	1,720
6	管理型	25,131	7,650	0
7	管理型	23,289	8,497	2,155
8	安定型	21,371	21,460	20,289
9	管理型	20,856	20,884	24,364
10	安定型	16,158	29,798	6,753
11	管理型	14,751	14,171	0
12	安定型	12,806	13,260	10,044
13	安定型	10,486	3,867	2,024
14	管理型	8,430	11,196	6,212
15	管理型	6,374	10,044	29,560
16	管理型	6,083	9,904	0
17	安定型	5,877	7,048	9,570
18	安定型	5,731	4,372	986
19	安定型	5,541	6,666	7,045
20	安定型	3,650	6,214	7,456
21	安定型	2,683	4,082	13,985
22	安定型	526	838	859
23	安定型	451	156	123
24	安定型	126	10,171	20,857
25	安定型	0	1,939	5,154
26	管理型	0	41,232	60,200
27	管理型	0	0	0
28	管理型	0	0	0
29	管理型	0	0	0
30	安定型	0	0	0
31	安定型	0	436	681
32	管理型	0	0	0
33	安定型	0	117	7,557
34	安定型	0	0	0
35	安定型	0	0	0
36	管理型	0	0	8,066
37	管理型	0	0	22,600
38	管理型	0	0	18,722
計		423,985	468,056	411,304

事業者自己処理

No	処分場区分	処分実績 (t)		
		H14年度	H13年度	H12年度
1	管理型	160,027	150,914	174,645
2	管理型	70,629	60,881	59,272
3	管理型	56,310	144,745	196,610
4	管理型	26,977	133,240	511,444
5	管理型	10,636	9,664	10,290
6	安定型	10,570	5,433	5,203
7	管理型	873	1,060	2,063
8	安定型	722	820	0
9	安定型	516	46	146
10	管理型	364	335	414
11	安定型	308	683	441
12	管理型	185	437	397
13	安定型	140	443	792
14	安定型	131	1,062	158
15	管理型	94	152	0
16	遮断型	50	71	13
17	管理型	49	53	130
18	安定型	0	0	0
19	管理型	0	0	0
20	管理型	0	9,173	656
21	管理型	0	22,139	17,872
22	安定型	0	8,534	6,667
計		338,579	549,885	987,213